

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和7年9月17日（水曜日）

開 会 午前9時00分

○鈴木長良委員長 ただいまから厚生文教委員会を開会します。

これより、12日の本会議において本委員会に付託されました第93号議案及び請願第1号について審査します。

議案の審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第93号議案 新城市水道事業給水条例等の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ちょっと確認でありますけれども、災害時ということで、給水の装置、工事そのものを円滑にしていくという流れの中で、これ国の国土交通省から助言という形で流れが来て、通知も来てると思うんですけども、それに伴って対応をしますよということで改めてちょっと確認したいんですが、それでよろしいですかね。

○鈴木長良委員長 佐々木整備課長。

○佐々木昌介整備課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それから、詳細、私もちょっと見たんですけども、今まで災害があったときに、他の市町村からの応援というのが、簡単に私なりの解釈で、あったと理解しておったんですよ。それが、今回、能登半島の地震を境にして、国のほうが動き出してくれたということで動きやすくなったということは分かるんですけども、もともと何か災害のときには地域の協定、災害協定そういった中でも網羅されておるのかなとちょっと思ったんですけども、その辺りはどうなんでしょうか。

○鈴木長良委員長 佐々木整備課長。

○佐々木昌介整備課長 給水の指定個人店については協定等、結んでないものですから、

石川県のほうへ、今回の能登半島地震のことでお聞きさせていただいたんですけど、その中では、あくまでも指定工事店のしてもらって、それから修繕をしていただいたと聞いております。なので、手続はしっかり行った上で応援という形になっております。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 それから、あと工事するときには、1軒のお家があった場合、宅内装置に限るといような工事になるんですかね、宅外というんですか、そこの個人のお家はメーターまで一般に解釈されるんですけども、メーター外の市町村が管理するところに対しても応援をしていただけるのか、そんなような中身になってるんですかね。

○鈴木長良委員長 佐々木整備課長。

○佐々木昌介整備課長 新城市で言いますと、あくまでも本管から宅内側の引いた管については全てが所有者は個人になっておって、官民界から1メートルまでが市の管理ということになっておりますので、災害時はあくまでも本管と、そのメーターまでは市のほうで対応させていただいております。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 ありがとうございます。

あと、宅内で災害が当然、起きてきて、水が断水されてしまって、そういうところに対して、今回の国の指導によって他市町村からも応援に来て、その宅内についても対応していただいて、そういう費用というのはどうなるのかなと思って、災害ですのでどうかな。

○鈴木長良委員長 佐々木整備課長。

○佐々木昌介整備課長 あくまでも個人さんが支払う形になってると思います。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 災害ですので、多分何らかの形で、まず原則はそうかも分からんですけども、災害が起きた後についての対応というのは、また個人へ求める方向ではなくて、国策だとか、県の対応だとか、市町村の対応

によって、ある程度軽減されるというんですかね、そういうようなことも、一般的に私、今までの災害見とって、そんなように対応してくれてるのかなと考えたんですけども、ほかの事例なんかも含めて、もし災害が起きたときに、原則どおりにその方からいただくのか、その辺のところなんですけど、お願いします。

○鈴木長良委員長 杉浦上下水道部長。

○杉浦達也上下水道部長 昨年、令和6年1月の能登半島地震の際は、今、丸山委員が言われたような国の支援が入っていたという、これもいろんなインターネットだったり、いろんな情報から聞いた情報になるんですけど、災害時の指定を国が、名前は忘れましたが、指定をすると、そうした国の補助が出るというような仕組みはあるそうですので、災害の規模にもよるとは思うんですけども、そのような、本来は先ほど申し上げたように個人が負担をするべきところを、国の支援があるというような仕組みはあると聞いております。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ちょっと1点教えていただきたいんですけど、災害時に工事の復旧をしやすいようにということで、災害じゃないところから工事店が入って工事をしてもらうという柔軟な条例改正ということで理解をさせてもらってるんですけど。

少しちょっと不安、不安というか心配なのが、この安全とか安心の担保というのがあるのかなと思ってるんですけど、常時の場合は、今、市の指定工事店としてチェックが入るといふか、安心だよと、この工事店でやってくださいねという一覽で運用してるかと思うんですけど、事こういう形で災害時になったときに、外からの工事店が入るといふことで、その工事店を疑うわけではないんですけど、本当にちゃんとやってくれる工事店なのかど

うかというのが、市民側からはちょっと分からないといふかね、そういった情報がない分、よそから入るといふ分、そういった安心とか安全にちゃんとやってくれる業者なのかがちょっと不安を感じる市民がおるのかなと思うんですけど、そこら辺のこの担保とか、そういったルールみたいなのはあるのかどうか、ちょっと教えてください。

○鈴木長良委員長 杉浦上下水道部長。

○杉浦達也上下水道部長 水道と下水と法律が違っておりますが、水道法によって指定の基準というのが決まっています。ですので、新城市であっても、新城市以外の県内、県外の自治体によって指定をされた工事店についても、法にのっとった指定基準内になっています。

例えば、給水装置の工事主任技術者、これ国家資格ですが、そうしたものを選任をしなくちゃいけないよとか、それから省令で定めるような工具、機械器具を保有していないよと、そういう決まりは全国一緒ですので、その指定の基準に沿った事業所がそれぞれの市で指定を受けていますので、新城市に外からといふか、別の自治体の指定を受けた工事店であれば、新城市としても災害時の際は、その指定工事店で工事を認めていくというような条例の改正になっています。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第93号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

ない状況が生じていると言えます。

つきましては、今後の対応について、以下の点を要望いたします。

要望事項、太陽光発電施設管理会社への厳格な対応、市民や市議会からも繰り返し指摘されているにもかかわらず、何度言ってもやってくれないとして放置されている現状は非常に遺憾です。安全が確保されない状況での発電を認めている責任について、市長としての認識を明確にさせていただきたい。

子どもたちの安全確保、該当施設は桜淵公園の隣地にあり、夏休みの期間中は多くの子どもたちが周辺を行き来します。現在の施設の場所は施設はされているものの形だけのものであり、柵（フェンス）の切れ目が多数あり、子どもたちが興味半分で誤って施設内に立ち入ることができます。不慮の事故を未然に防ぐための対応と対策の周知を求めます。

3、条例の見直しと罰則の整備、新城市太陽光発電設備設置手続に関する条例について、条例前に設置された太陽光発電施設は現在の条例で執行できないとのことですが、過去のトラブル、事例を踏まえ、設置後、管理責任、指導・罰則など踏まえた内容を見直す必要があります。市民の安全と安心の確保のためにも、条例文の見直しと施行前の太陽光発電施設にも該当することのできる条例を早急に検討していただきたい。

これが強く最後要望するところです。

現地の確認と指導の体制の強化、太陽光発電施設に関するトラブルの多くは、発電開始前に現地にて安全対策や施工状況、計画図面と照合し、確認した上で、完了届を許可していれば防げたものばかりです。新城市は現在、発電業者から完了届に添付された写真を確認し、許可を出しています。今後は、条例を見直し、発電開始前に最終検査を条例により制度化し、完了届は現地を確認した上で許可をすべきです。必要に応じて発電業者に追加工事を命じる仕組みも併せて構築していただければ、ほとんどが防げるものばかりですので強く要望いたします。

まとめとして、太陽光発電は将来に向けた持続可能エネルギーとして大切な役割を果たすものと私たちは理解しております。しかしながら、その運用において、安全性、地域住民への安心が軽視されているようなことがあってはなりません。安全管理や不十分なまま事業が進めれば、地域の住民、とりわけ子どもたちの生命や暮らしに重大な危険を及ぼすおそれがあります。

行政が責任を果たし、事業者に対して、適切かつ適正な指導を行うこと、また、条例や体制の見直しを通じて市民の安全を第一に確保することは、自治体に課せられた最も重要な使命であります。

行政が責任を果たし、事業者に対して、適切かつ適正な指導を行うこと、また、条例や体制の見直しを通じて市民の安全を第一に確保することは、自治体に課せられた最も重要な使命であります。

新城市議会として、新城市に対し、本請願に掲げた要望事項を真摯に受け止めていただき、市として主体的かつ迅速に対応を実行されるよう、強くお願い申し上げます。

市民の命と生活を守る最後の砦として、市が必ず責任を持って行動してくださることを、ここに切に求める次第であります。

すみません。ここでちょっと、これ1個の事例としましたけども、太陽光発電所が実はこんなような状態になっているんだよということ、皆さん、見たことがないと思います。今日、写真を何枚か持ってきましたのでちょっとお見せしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○鈴木長良委員長 はい。

〔資料提示〕

○松本貴美徳参考人 これ、何回も見てると思いますけど、桜淵公園のところの太陽光発電所、実はこれ、自動車のあくまでもガードレールであり、この向こうには柵はできていません。それで、ここは子どもさんたちが通るときに、ブランコみたいな格好で出たり入ったりするんですね。これ僕も見てますし、近くの方に言われたことがあります。大変出入

りして危ない状態です。本当にこれほかっていていいかということです。

これが施錠されてるところですけど、実はこれ僕でも入れるぐらいの広さの空きがあります。

それから、このような本当草ぼうぼうの状態で、一番危ない電気を変換するとこもこのような草が生えています。

また、このような太陽光が本当に必要なのか、こんなことやってたら本当、発電効率が下がるのに本当に売電が目的なのかということも見受けられています。

それと、もう1個、この庭野地区だけのことと言われては困るということで、実はこれ八名小学校です。八名小学校から入ってこちらのところですけども、太陽光発電のパネルがあるにもかかわらず、柵も何も、ましてや許可した、要するに何とか書いたパネルもないところも、実は八名地区にあります。

これは本当に氷山の一角ですので、本当に市の最後の担当者が、結局、現地に行って調べてくれることによってこのようなことが防げて、子どもの安全・安心、またここは子どもの通学路ですので、もしかして滑り台なんて遊ぶことないと思うんですけども、遊んだりしたら本当危ないですんで、その辺も踏まえて、今回の請願をさせていただきましたので、すみませんけど、よろしくその辺のこと御配慮、私は本当に口下手ですけども、市民の気持ちとして皆さんにお伝えして、新城市の最高機関である、やっぱり市民の代表である議員の皆さんの力を借りて、市民の安全を守っていただきたい、そういう思いでお願いいたしましたので、すみませんけど、審議をよろしく申し上げます。

以上です。

○鈴木長良委員長 ありがとうございます。

以上で参考人からの説明、意見が終わりました。

次に、参考人に対する質疑に入ります。

なお、念のため申し上げますが、参考人は委員長の許可を得てから御発言いただきますようよろしくお願いいたします。また、委員に対しては質疑をすることができませんので、この点についても御了承願います。

また、紹介議員への質疑は、後から行いますのでその点についてもよろしくお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 要望事項をちょっと1つずつ確認をしていきたいと思っておりますのでお願いします。

4つある点ですけども、まず1点目のところですけど、市長としての認識を明確にしてくださいということになっております。その辺の明確化というのはどういう形なのか、条例改正でよろしいのか、それとも市長自身のお考えをしっかりと公表できるような形で持っていけるのか、そのようなことで。

○鈴木長良委員長 松本貴美徳さん。

○松本貴美徳参考人 今、言われましたけども、現地確認と指導の体制ということで、これ条例改正ができればそれで片づくと思っておりますので、私はそれで構いません。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 あと、ごめんなさい。1点目のところですけども、こういった設備そのもの、要はFIT法が成立する以前のいろんなもう市内に物すごくあるんですけども、そういうものに対しての対応も含めて。

設備そのものをFIT法以前のものも対象にしてほしいというところで、本会議質疑の中で滝川議員が、これはかなり影響があれへんかと。もし実行したら、私だったらその対応をしないよと、しよわせるよというぐらいの声もちょっと言っておられましたけれども、その辺のことも含めて、とにかくそれも対象にしてほしいというお願いの中身であります。が、何らかの形で何か、大変な状況になるの

かなというちょっと危惧もしておりますが、
どうでしょうかね、そんなところも。

○鈴木長良委員長 松本貴美德さん。

○松本貴美德参考人 そのことなんですけども、これ解釈の仕方なんですけども、取りあえず、FIT法ができたときに、結局、FIT法というのは、できたときにフェンスなど接触装置がない発電所は技術的に不適合であり、本来なら補助金の対象とはなりませんということでFIT法があります。

この制度によって、市民も太陽光発電所には必ず柵を設けなきゃならないということが明確に指示されました。これより前に、このやつの根源となった法律の中に、私も昨日、中部電気委員会のほうへかけて聞いたんですけども、その中でこういうふうに言っていました。電気法に基づく技術基準、電気設備に関する技術基準を定める法令の中に第4条というのがあります。その中に、人畜に危険を及ぼさない装置において、電氣的に危険な部分には接触防止装置を講じなければならないと規定されていますということで、これは要するに発電設備に柵や囲い等を設置しなきゃならないということを意味しますと書いてある。

規定されていますということなんですけど、これが結局どこまで判断されるかということで、柵をつけろということなのか、その辺がなかなか昔の法律難しくて、私も判断できない部分なんですけども、これを何とか受理してできるようにならないかなということが1個の私の考え方です。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。

あとちょっと要望の確認でありますけれども、まず1点は分かりました。

それから、あと2点目のところでは子どもの安全だとかそういうところの対策と周知ということが書かれてありました。これも含めて、住民から、また区長からの市に対する要望、いろいろこれまでやってこられたと思う

んですけれども、その辺の問合せ確認を地元の方々もやられたと思うんですが、ここに書いてあるような市の対応だったということでしょうか。改めて確認したいと思います。

○鈴木長良委員長 松本貴美德さん。

○松本貴美德参考人 私もこの件に、取りあえず事例として、要するに庭野区のこの部分のことを挙げさせてもらいますけども、私も区長2年前にやりました。何度、市の環境課、担当者は誰と言いませんけども、運んだか分かりません。その中で、最終的には市として見に行ってくれ、悪く言えば、隣の柿野さんがこんなような状態でどうしてくれるんだという格好でその場に呼び出して、中部再エネルギー設備地域サポートセンターにその場から電話させたこともあります。

そのような状態で、本当にいつまでたってもやってくれない、本当どういうふうになつとるんだ、本当にいろんなことがちょっと起きてますんで、市としても、結局、担当者に言わせれば、国に連絡して国がいいって言ったからこれ以上進まないような状態になってるというような格好をしてますけども、それ以上のことは教えてくれません。

また、書面で書いて庭野区のほうにくれと言ってもくれませんでした。もうその状態で止まってしまっておりますんで、この庭野区のもは本当に1個の事例として、先ほど写真に見せたように、ほかのところでこういうことが起きているということで、私は本当に恐ろしくて仕方ありません、何にしても200ボルトの電源が入ってますんで。

そのようなことを思い、やっぱり私としては、市に言ってもやってくれない。だから、最終的には国に言ってくれ、国に言ってもやってくれない。もうどうしようもなく、この請願でもう市民の気持ちを皆さんに分かってもらいたいということで請願した次第でございますので御理解ください。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 確認ですけれども、安全対策上、やはり子どもさんへの危険というのも十分分かります。

それから、あと最近ですと獣、イノシシだとか、鹿だとかそういったものが出入りしておって、やはりフェンス等防護柵がないと大変な事故になる可能性というのは物すごくありますよね。もっとこれから増えてくると思うんですよ。

私も鳳来地域に住んでる中として、すごくそれ危険を感じるもんですから、過去のものに対してもやはり指導、助言、勧告という流れの下で、地域合意がないとこういったものというのは普通一般的に過去のFIT法以前の施設に対しても、ある程度のことは私できるとしてやってきたもんですから、例えばですけども、横川地区、かなり大変大きくあそこやっております。やっておる中でも、何らかの問題が過去にありまして、獣の侵入も含めて、それでフェンスをやってもらった。それから、あと木を植えてもらった。その辺が地域と約束の中でできてる、できてきたんですよ。

だから、その辺のところは、大きな力としては行政がバックで、当時制度化されていない以前のものも何らかの形で努力していただけたという例がありましたもんですから、ぜひともこういった声というのはやはりある程度大きく届けていかないかんのかなと思えました。ありがとうございます。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 この問題については、私も一般質問でやらせていただいたりとか、現地も写真に撮って、行政側にフェンスをするべきではないかということで質問してきたわけですけど、なかなか結果的にはフェンスが設置されないということで、私自身も腹立たし

さというか、何でだろうというような疑問等はあるものです。

私も調べたりとかしてはいるんですけど、大きくいって、この太陽光の問題というのは、本当に国のていたらくさ、しっかり法律も含めてやっていない、曖昧にさせているからこそこういった現場にグレーゾーンを押しつけて考えさせる。その紛争も地域と事業者だったり、市の事業者、事業所みたいな形で押しつけになってる、本当にそもそも国でちゃんとやってはいけないとか、ここはいいよとか、そういったことが法律的にしっかりやれば、今、北海道とかでも、知床に太陽光をつくるつくらんでまたもめてますけど、ああいいうことが起きないようにするためには、本当に今の政府がしっかりやってないというのがそもそもの問題だと思うんです。

今回、このフェンスをやるべきだと僕も思います。思いますが、国に、また経済産業省にこの件を、これまで現地の方が言ってると思いますが、そこら辺の返答だったり、国がどういうふうに戻事があったんだったら、どんな形で聞いているのかというのを教えてください。

○鈴木長良委員長 柿野秀夫さん。

○柿野秀夫補助人 先ほどから松本さんから説明をさせていただきまして、個々の問題だということで取上げが大変難しいというお話でしたが、先ほど写真等も見させていただきました。庭野に8件こういう設備の不備があります。それから、八名全体で20件、そのうちフェンスが全くないのが5件、現実的にあります。

ですから、当然先ほどちょっと話出てましたように、200ボルトの電流が流れるということでもありますので、パネルに触ったり、漏電した線に触った場合については感電死すると、こういった部分でぜひとも設置をしてほしい。

じゃあ、どこから取りかかろうかというこ

とで、先ほど私んとこの前の桜淵の入り口の
ところからお願いをさせていただくというこ
とでやっていました。

それで、当初は、令和元年、2019年からあ
そこに太陽光設置しましたので、その流れの
中で、正直いえば、個人的に市の環境課、あ
るいは中部経済、経済産業省のところに電話
をさせていただいて、いろんな問題をやりま
して、令和5年に、電流が流れて危ないよ、
フェンスがないところがあるよということで、
先ほどの不備が令和5年のときに調べさせて
いただきました。

それで、今、浅尾委員から話があったよう
に、法律的に取締りというか、そういうあれ
がありません。指導という立場で、経済産業
省から発電者に指導が行くという流れの中で、
これ設備ができてしまいますと、あと発電者
が金を出すか、出して整備をするかどうかの
問題になりますので、なかなかちゃんとしま
すと、同意書も入った中で設備がつくられて
おっても改善しないというのが現実でありま
す。

ですから、経済産業省のほうから、発電者
に指導、それから、市の環境課にお願いをし
て指導をしてもらってるんですが、もう3年
近く現状のままで、唯一できたのがこの施設
のもう1個西側にあるんですが、そこのフェ
ンスが1か所はできました、隣接のところだ
すね。

そういったことで、発電者の、なんていう
のかな、危険度、あるいは理解度によって、
そういった施設が完備されていくということ
以外はもう考えられないのかなということだ
ります。

ちょっと説明になったかどうか分かりませ
んが、すみません。

○鈴木長良委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。本
当にそういう個々の、柿野さんが本当に奮闘
されて、ようやく前に少しずつ進んでいくと

いうところで、本当に法律がビシッと取り締
まれないというこの国のやぶさというところ
が本当にこの問題を大変にしているなと思っ
ています。

そこで、なかなか自治体としても法律を条
例、条例は法律を超えられないという限界も
ある中で、条例改正も含めて要望をしていた
だいてるということではあるんですけど、今、
丸山委員からも訴求の問題もあって、やっぱ
り訴求をするという形になると、なかなかや
っぱり現時点の事業者はそのルールにのっ
ってやってるんだと言ってくる可能性がある
と思うんですが、そこら辺も踏まえて今回の
請願の内容としては、そういうリスクもある
かもしれないけれども、しない、網かけをし
たいというような思いということで理解して
いいか伺います。

○鈴木長良委員長 松本貴美德さん。

○松本貴美德参考人 そうですよ、今、言
われたみたいに過去のもと言われた、その
時点のもと言われたら本当仕方ありません。
だから、まともにやると書いてありませんの
で。

そうした場合について、私としては、今後
のものについては絶対もうやってもらわない
といけないということ、これを皆さんに身
にしみてやっていかなければいけない。だか
ら、過去のことはここは打ち切って、指導は
するけども、曖昧なこと言ってくるけど、
何とか今後のものについてはもうそういうこ
とがないように、市がちゃんと管理してい
ただきたい、そのような法律でも私はもう今
の状態だったら守る、今後の新城市を守るん
だったら、もうそれでもいいんじゃないかなと
逆に思ってます。

過去のものでできたら本当幸いですけども、
私の気持ちは安全・安心で新城の市民を守る
だったらやってほしいけども、今後つくるも
の、まだ、これから太陽光がまだ乱立してく
ると思いますので、そのほうを本当に何とか

食い止めてくれればこういうことはないと思いますんで、それでも私は取りあえず前へ進んだということで、1個の進歩として考えたいと思います。

○鈴木長良委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、もう1点だけちょっと確認という形で、ちょっとお聞きしたいんですけど、やっぱり条例がなかなか法律を超えるということはできない反面、市のやり方も改善できるギリギリのところがあるんじゃないかというところで、請願も示していただいていると思います。

そのところで、現場確認をしっかりこういったことを防げるのではないかということで、私もそこも含めて同意できるところあるんですが、例えば、条例改正になるとかなりいろんな精査とか時間がかかるというところが1点デメリットであると僕は思っているんです。

そういう中で、例えば、要綱というかルール、庁内というか環境課の中のルールの中で、写真で判断というわけではなくて、写真プラス設計図面にフェンスがちゃんと囲ってあるのか、プラス現地確認というような運用の改定みたいところで、まず早急にこういったものを防ぐ、フェンスがなくて後から困ったよとこういうふうな形になるのを防ぐというようなやり方も、向こうの環境課の考えもあるかと思いますが、そういったこの要綱改定の運用の回し方もあるのではないかなと思うんですが、そこら辺の御意見とかもお聞かせいただければと思っています。

○鈴木長良委員長 松本貴美德さん。

○松本貴美德参考人 私、環境課に本当に何度か足を運んだんですけど、環境課の担当者がもう堂々と言ってるんです、もう写真で確認してますからと。もしくは、あるときにはこういうことも言われました。私たちは業者から来たやつを受け取って国に出すだけであ

って、許可を出すところではないからと、そういう言われ方もしました。本当なのかそれはちょっと分かりませんが。

ある程度、この新城市につくるものでありますから、新城である程度の安全を確認できるような状態が当たり前ですので、私はこの4に示したように、どうしてもやっぱり計画図面を元に、やっぱりもう、手間がかかるからじゃなくて、これは市民を守るために、市の職員がそこに行って、そのものとやっぱりちゃんとできてるか、囲われているかということを確認して、市民としては当たり前だと思うんですよ。

逆に、要するにその辺の考え方が、本当に、私が間違ってるんだったら仕方ありませんけど、私としては、そのくらいの思いでおりますんで、何にしてもそのくらいの気持ちでおっていただきたいというのが私の願いですよ。ちょっと言葉的にちょっと難しい、申し訳ない、すみません。

○鈴木長良委員長 柿野秀夫さん。

○柿野秀夫補助人 すみません。先ほど松本さんのほうで、過去のものについては前向きに捉えていただければというような、ちょっとお話が出ておったんですが、現実的に先ほど申し上げたように、八名小学校のニシダデンキから反対側の中宇利に抜ける道のところにパネルがあるんですが、これ3枚とも全く裸のままです。ここの横が通学道路になっているんですよ。こういったものが、200ボルトで、ちょっと試しに触ってみようとか、中へ入ってってみようなんてやったら、即死ですんで、そういったものをそのまま放っとくということは大変問題があるんじゃないかということで、その辺の過去のものについてもしっかり対応いただきたいな、このように思いますし、それから、もう1点、私んとこの前のところのフェンスの問題ですが、経済産業省に、県道の柵が、白いポールが立っているんですが、それでもって発電業者はオーケー

が出てるということでありましたので、その内容についても全部確認をしております。ポールでもってオーケーなんてことはあり得ないから、写真を撮って送ってくれということで、環境課から送っておるんですが、そんなことポールでいいなんてことあり得ないということで、経済産業省で言われたんで、写真撮って送ってるんですが、そのままの状態。これ2年半になってもまだ改善されない、こういう状況です。すみません。

○鈴木長良委員長 丸山隆弘委員。

○丸山隆弘委員 今、柿野さんおっしゃっていただいたことがこの1番のところの要望事項の中の厳格な市の対応というところにやっぱりなってくると思うんですよ。厳格な対応すべき市のトップの方の姿勢も含めて、やはりきちんとこれは整理していかないかんと、この要望事項についてはしっかりと私も受け止めておりますが。

あと3番のところをちょっとこれは確認し忘れたんですけれども、要するに、条例文、条例施行前の既設のソーラーに対してでありますけれども、環境課が今やっている管理体制プラスほかには都市計画法というのがあります。都市計画法に基づいてまちづくり計画ができてるものですから、やはりそういうところからも、改めて私たち議会も目を向けていかないいけないなと思いました。景観条例も含めて、景観条例というのはちょっとそもそもなかなか出来上がってないんですけれども、特に桜淵公園という公園がしっかりとある、そのすぐ隣になるものですから、非常にこれは新城市としても重く受け止めて動いてほしいなと思いました。

それからあと、既設のソーラーの中でもし事故があった場合、先ほど私もちょっと言いましたが、獣の侵入ですね、獣の進入というのが今後すごく想定されると思うんですよ。それからあと、盗難、ケーブルを切断して持って行ってしまうという事件が結構全国でも

見受けられます。そういったところによってのまた事故だとか、それから火災、いろんな事故が起き得る可能性というのはすごく高くなっておりますし、それに対して、やはり安全対策、最低限のフェンス、それから、防護柵、いろんな対応をしていかないかと。これ、やはり地元の方々としての危機迫る声だと思いますので。

鳳来地区は、また無指定のところ結構ありまして、何でもいいですよという土地の、農地法に基づいた手続ですぐオーケー出てポンと出てきてしまう。そんなようなところが、鳳来地区はたくさんあるものですから、いろいろとちょっと参考にさせていただきました。

それからあと、できるならば、施行前の太陽光設備、これも該当できるような条例、やはりこれは切に私自身も願っておるものですから、何らかの対応できたらいいなと、委員の皆様何かいい方法があったら、また、市に要求できるようなことができればいいかなと思っておりますので、すみません。ちょっと確認ではないんですけど、私もちょっと思ったところと言わせていただきました。

○鈴木長良委員長 浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

あと、ちょっと私自身すごくちゅうちょしてるのが、例えば、この条例改正をしたとして、大分かなりそういったところは防げる内容にはなるのかなとは思いますが、ただ、非常に複雑にさせてるのが、先ほど申したように国の法律がビシッとしてないものですから、非常に曖昧なんです。ですから、フェンス1個取っても、それでよしとする事業者当たってしまうと、もう放ったらかしになってしまう、罰則規定もない、そういったFIT認定取消しということもあまりされない、あぐらをかいてるところで問題が解決されないという苦悩が私たちにあります。

今の小学校のフェンスが丸々ないという

ころも、本当にそれ見ても腹が立ったんですけど、通学路なのにフェンスがないのにやっていると。そこで規定をかけるような条例でそれができるかという、結局、事業者任せになって、やる、誠実な事業者は、はい分かりましたってさっとやってくれるだろうけれど、そうじゃない事業者に当たってしまうと、のらりくらりというふうなことになってしまうと。

あと、もう1個欠点があって、その事業者がもしも、確認しないと分かんないんですけど、FIT法使ってなかった場合は、これフェンスをやらなくてもいいという話になってしまうんです。確認すると、電気事業法によると、50キロワット未満になると柵は別になくてもいいというような解釈もできるそうなんです。

ですから、最近はそのFIT法を使わなくて、すぐ直接もう大企業の方に売ってしまうという抜け道というか、そういう方法を取る事業者が多いと聞きますので、そのFIT法にかかればフェンス必要だという論立てもできるんですけど、そうではない方法使われてしまうと、それもよしというふうな危険性もあると。

だから、本当に国はしっかり電気事業法もフェンスをやれと書けばいいんですけど、それをやらないということで、大本は本当に国がひどいなとちょっと言わざるを得ないと思っています。

以上です。

○鈴木長良委員長 柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 本当に、大変危険に対して危惧するところですが、ちょっと市側の現地確認のことで、してないということ言われておるんですけど、市側としては市としても見に行ってるという話も聞かせてもらったことがあります。

それで、おっしゃってるのは、地元、業者、市、その3者が立ち会った現地確認をしない

とということによろしいのか、それとも、それ以外の全てを市側としては来てないということをおっしゃりたいのか確認させていただきます。

○鈴木長良委員長 松本貴美徳さん。

○松本貴美徳参考人 ちょっと今の件ですけども、これ私が区長のときに経験した話です。

庭野で、実は太陽光発電が知らんどるうちに建ってしまったという件がありました。そのときに、知ったことなんですけども、担当はそのときはまた同じ今の方ですけども、どうやって要するに最終的な確認をしとるんだということを、私は区として皆さんに区民の方から問われたから、環境課の名前は言いませんけども担当者の方に聞きました。

担当者がこう言いました。今、新城市では、最終的に先ほど私が言ったみたいに、現地確認、完了届は写真をもってして、現地確認はしてないと堂々と言われたんですよ。そのことを挙げただけです。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾洋平委員。

○浅尾洋平委員 あとはちょっと思いを聞かせてもらえればと思うんですけど、こういった、幾らいろいろなところをやってもできないという状況も、自分もいららするんですけど、市を通じて、この事業者に住民説明を開かせて、このフェンスについてどう考えているんだというような住民への説明の会みたいなのも必要なのかなと思うんですけど、そういった試みも含めて、ちょっとどういうお考えがあるか聞かせていただければと思います。

○鈴木長良委員長 柿野秀夫さん。

○柿野秀夫補助人 先ほどから話が出てる私のとこの前の施設の関係なんですけど、かなり造成の時点からいろいろお話をされていて、業者あるいは環境課、経済産業省、全て連絡

を取る中で、いろいろ。

〔不規則発言あり〕

○柿野秀夫補助人 ごめんなさい。

ということで、そのときに、設置する場合には、土地の開発に関する要綱、あるいは太陽光発電設置に関する要綱、以前は要綱でしたので、それに基づいて地元説明をきちんとしなさいよ、それによって同意書も必要であればつくりなさいよという中で、私んとこの前はできてるんです。

そういった中で、これはずっと先ほど言った令和元年からずっといろんな、草の問題、雨水の問題、それから、柵の問題、これについてしょっちゅう電話をさせたり、いろんなところで問い合わせし、改善してほしいということをお願いをしておるんですが、1回もその業者からの説明はありません。

同意書が入っておって、何かあったら説明しますよ。住民に説明しますという同意書もちゃんと入ってます。それも、現実その当時の資料全部そろえてありますが、そういった中でやっても対応はしてくれてないというのが現状ですので、その説明しなくても解決をしていただければ、別に何らこんなことをいつまでもぐちゃぐちゃ言う話ではない、太陽光、今後必要でありますので、ぜひともアップを図っていくべき問題、施設だなということは思ってますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○鈴木長良委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

以上で、参考人に対する質疑は終了しました。

引き続き、紹介議員に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 質疑なしと認めます。

以上で、紹介議員に対する質疑を終了します。

以上で、質疑全体を終了します。

本日は誠にありがとうございました。

お疲れさまでした。

~~~~~  
この際しばらく休憩します。

休 憩 午前9時57分

再 開 午前10時19分

○鈴木長良委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。

~~~~~  
これより討論を行います。

討論はありませんか。

柴田賢治郎委員。

○柴田賢治郎委員 私、柴田は趣旨採択で討論を行います。

さて、請願の内容を見れば、FIT制度の下に設置された太陽光発電施設は、十分な安全対策が出されているとは言えません。しかも、2017年の改正再生可能エネルギー特別措置法では、新しい基準で安全施設の設置が求められております。

しかし、請願者の説明を受ければ、改正FIT法が既にみなし法として、設置者に安全施設の充実を求めていることも分かりました。請願の説明において、法が定めた看板の設置や安全措置、また市の確認権限、認可権限は法において準拠されるべきものであります。

設置者の要望は、主に改正FIT法に求めるものとして法に準拠した本市の条例に改正を求めるのには、まず法の改正が必要であります。

その上で、現発電施設に対する不安の声は十分に理解できるものとして、同請願の趣旨を理解し個人の権利に関わる強制力は改正FIT法に任せ、現行の条例の中で市民の不安の声を設置者に反映してもらうように取り計

らうよう市側に求めるものとして趣旨採択といたしたいと思います。

○鈴木長良委員長 ほかに討論はありませんか。

山田辰也委員。

○山田辰也委員 では、採択の立場として討論をいたします。

先ほど、請願者の説明を十分理解した上からですが、業者は当然、法的な問題はクリアしているということ、先ほどの話で理解できました。しかし、現状は、子どもが入ってきたり、設備的なものが生命に及ぼすようなものがあると。この現状を市が見て見ぬふりをしているのではないかとこの捉えからこういう請願を出してきたと、私は考えております。

これは、先日、太陽光業者と隣の地権者の問題で私も行ってきたんですが、片側は利益を追求する会社ですし、もう1つは、その利益を受ける業者も地権者もいるんですが、それでは第三者の子どもとか、ほかの地域の人たちには何ら助かるものはありません。

ですから、これは市がちゃんと国に責任を転嫁せずに、市の姿勢を明確にすべきだと私は考えます。本来、安心・安全な生活を送るための市民が、不安を感じてトラブルを市に持ち込んだときの対応が結局こういうことにつながっていると私は思います。

ですから、これは市が今後変えるべき条例の中に見直しとして入れるべきだと私は考え、現在の下江市長の姿勢を明確にすべきということで、トラブルの対応、安全・安心への対応、そしてまた担当部署がしっかりこれを理解するべきだということで、賛成の採択としたいと思います。

以上です。

○鈴木長良委員長 ほかに討論はありませんか。

カーランド陽子副委員長。

○カーランド陽子副委員長 私は、趣旨採

択の立場で、ちょっと柴田委員の討論に付け足しという形でしたいと思います。

この請願に関しては、市が許可を出しているというような文言もあり、実際のところ市は許可を出している立場ではないということ、あと、特に気になる部分が、施行前の太陽光発電施設にも該当できる条例をとるという要望があるということ、これは本当に非常に難しいことであり、ここでこれを認めることには課題が多いと感じます。

ということで趣旨採択とさせていただきたいんですが、この太陽光のことは本当にもう私もずっと問題意識を持って取り組んでいることで、国が大きな問題ではあるんですが、市としても条例を変えて、できること、今後のトラブルを防ぐためにできることはすべきということをはっきりと訴えていくということをお約束して、趣旨採択の討論とさせていただきます。

○鈴木長良委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○鈴木長良委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより採決をします。

趣旨採択、採択の討論がありますので、起立により採決します。

初めに、本請願を趣旨採択とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木長良委員長 起立多数と認めます。

よって、本請願は趣旨採択すべきものと決定しました。

~~~~~

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木長良委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会します。

閉 会 午前10時25分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 鈴木長良